

朝倉市の「防災行政無線」の放送を、  
屋内で聞くことができる

「戸別受信機」を

お貸しします！

※免除対象者は  
裏面参照

※貸与には分担金**5千円**の納付が必要です。



※イメージ

一次募集：**令和5年11月30日(木)**まで

▷ 対象者

- ・市内に住所を有する世帯主
- ・市内の事業者



▷ 受信内容

- ・避難情報等の防災情報
- ・Jアラートによる緊急情報  
(緊急地震速報、国民保護情報)
- ・時報や火災、その他市からの行政情報等

裏面もご覧ください。



問い合わせ先  
朝倉市防災交通課  
消防防災係

TEL : 0946-28-7554 (直通)  
FAX : 0946-22-0418

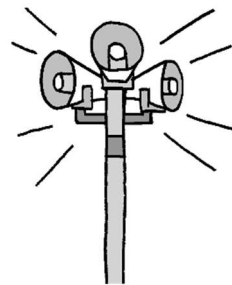
## ▷ 留意事項

- ・一次募集以降も随時申請は可能ですが、早めの設置を希望される場合、募集期間内の申請をお勧めします。
- ・受注生産となるため、申請後、設置まで数か月程度かかる予定です。
- ・電波受信状況によっては、アンテナ工事が必要な場合があります。(アンテナ工事は無償)
- ・防災行政無線専用の受信機であり、ラジオの機能はありません。
- ・有線放送やコミュニティ放送にすでに加入されている世帯の方は、同じ放送が宅内で二重に流れることとなりますのでご注意ください。

## ▷ 分担金…戸別受信機1台につき5,000円

※ただし、次のうち1つでも該当する方は分担金が**免除**になります。

- ・土砂災害(特別)警戒区域に住所を有し、かつ75歳以上のみの世帯の世帯主  
↑あらかじめ自主防災マップ等を用いてご確認ください。
- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者がいる世帯の世帯主
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯の世帯主
- ・療育手帳Aの交付を受けている者がいる世帯の世帯主
- ・要介護認定において要介護3以上である者がいる世帯の世帯主
- ・生活保護法の扶助のいずれかを受けている世帯の世帯主
- ・公共施設管理者



## ▷ 申込方法

所定の貸与申請書に必要事項を記入の上、防災交通課 消防防災係まで提出ください。  
(朝倉支所・杷木支所の窓口でも提出は可能です。)

**防災行政無線の放送内容は、次の方法でも取得できます。**

※Jアラートや火災の情報は確認できません。

### ① 防災メールまもるくん

事前登録が必要です。登録無料。

### ② 防災行政無線テレフォンサービス

放送内容を電話で確認できます。

☎ 050-5536-2944



▲防災メールまもるくん  
登録はこちらから